

【審議会資料5】

令和6年1月18日

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例（平成17年条例第30号）新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例 平成17年3月24日 佐賀県条例第30号</p> <p>第6章 消費者教育の推進等 (世代の相違等への配慮)</p> <p>第30条 県は、消費者教育及び啓発活動を推進するに当たっては、消費者の世代の相違に応じて、及び消費者の心身に障がいがある場合にはその状況等に応じて適切な内容及び方法となるよう配慮しなければならない。</p> <p>(貸付金の償還等)</p> <p>第37条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全額を償還しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、被害救済委員会の意見を聴いて、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の償還を免除することができる。</p>	<p>○佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例 平成17年3月24日 佐賀県条例第30号</p> <p>第6章 消費者教育の推進等 (世代の相違等への配慮)</p> <p>第30条 県は、消費者教育及び啓発活動を推進するに当たっては、消費者の世代の相違に応じて、及び消費者の心身に障がいがある場合にはその状況等に応じて適切な内容及び方法となるよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 県は、前項の消費者教育及び啓発活動を推進するにあたっては、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談において、高齢者からの相談が多数を占める状況を踏まえ、高齢者に係る消費生活上の被害の発生及び拡大の防止に資するものとなるよう、配慮しなければならない。</u></p> <p>(貸付金の償還等)</p> <p>第37条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全額を償還しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、被害救済委員会の意見を聴いて、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の償還を免除することができる。</p> <p><u>(適格消費者団体に対する支援)</u></p> <p><u>第37条の2 知事は、適格消費者団体（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体をいう。以下</u></p>

同じ。)が差止請求権(同法第12条の2第1項第2号ハに規定する差止請求権をいう。)を適切に行使するために必要な限度において、適格消費者団体に対し、契約書その他の消費生活相談(同法第13条第3項第5号イに規定する消費生活相談その他の消費生活に関する相談をいう。)に関する資料の提供その他必要な支援を行うことができる。